

平成17年7月25日(月)
於・虎ノ門パストラル 新館5F「ミモザ」

水産政策審議会
第21回資源管理分科会議事録

水産庁

水産政策審議会・第21回資源管理分科会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成17年7月25日 午後3時00分

閉会 平成17年7月25日 午後4時30分

2. 出席した委員の氏名

委員	山下 東子	奥野 恒太郎	小林 嗣宜	桜本 和美
	福島 哲男	三鬼 楠好	宮原 邦之	
特別委員	市山 亮悦	伊藤 裕康	今村 博展	蟹 忠男
	川端 勲	熊谷 拓治	近藤 壽榮造	嶋野 勝路
	中田 邦彦	丸一 芳訓	本川 廣義	保田 綱男
	山田 邦雄	吉岡 修一		

- 3 . 水産庁側出席者
中前水産庁次長 五十嵐資源管理部長 井貫増殖推進部長 末永審議官
塚本漁政課長 坂井企画課長 武田管理課長 宮原沿岸沖合課長
山下遠洋課長 奥野漁場資源課長 長谷資源管理推進室長
和田増殖推進部参事官 鈴木遊漁・海面利用室長
- 4 . 協議事項
分科会長の選任について
分科会長代理の指名について
- 5 . 諮問事項
諮問第 8 6 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について

諮問第 8 7 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 8 8 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について
- 6 . 報告事項
第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について
- 7 . 議 事
別紙のとおり
- 8 . 議決の数
出席者全員賛成
- 9 . 答 申
別紙のとおり

目 次

- 1 . 開 会
- 1 . 配付資料の確認
- 1 . 水産庁次長挨拶
- 1 . 委員及び特別委員の紹介

1. 議 事

(協議事項)

- 分科会長の選任について
- 分科会長代理の指名について

(諮問事項)

- 諮問第 8 6 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について
- 諮問第 8 7 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について
- 諮問第 8 8 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

(報告事項)

- 第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について

(その他)

1. 閉 会

開 会

塚本漁政課長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから第 21 回の資源管理分科会を開催いたします。

私は、7月 19 日付で漁政課長を拝命いたしました塚本でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の出席状況について御報告いたします。水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定によりまして、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日、委員 8 名中 7 名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立いたしております。

配付資料の確認

塚本漁政課長 次に、配付資料の確認をさせていただきます。お手元に資料一覧がございますので、何か足りない分がございましたら、後ほどでも結構ですからおっしゃっていただければと思います。

水産庁次長あいさつ

塚本漁政課長 それでは、開会に当たりまして、水産庁次長よりごあいさつを申し上げます。

中前水産庁次長 水産庁次長の中前でございます。きょうは、大変御苦労さまでございます。

第 21 回の資源管理分科会の開催に当たりまして、ごあいさついたしましたと思います。

委員各位におかれましては、改選後初めての分科会ということになりますけれども、大変お忙し

いところを御就任いただきまして、改めて、厚くお礼を申し上げる次第でございます。そして、今日は早速、実質的な諮問もあるということでございますので、よろしくお願ひいたします。

来年は、水産基本計画が策定されてから、早いもので5年を経過し、見直しというような年に当たっております。御案内のように、この計画の中では、水産物の自給率の目標を定めておりまして、その達成のための施策の推進がいろいろと提示しておりますけれども、その中でも最も大切なのが資源管理ということで位置付けられております。資源の保存・管理の担い手であります漁業者の積極的な取組を助長する、そういった施策を講ずることを基本的理念に持ちながら、許可、漁獲可能量制度、さらには資源回復計画の諸制度をやっておるところでございます。

この資源管理分科会におきましては、水産基本法の施行に関する重要事項のうち、特に水産資源の適切な保存と管理に関する施策に係るものを調査・審議していただくというふうにされております。

来年は、さらに平成19年の指定漁業の許可の一斉更新に関する審議もございますし、また、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針、こういったものの策定の審議もございます。したがって、開催日数の増加も見込まれているところでございますが、各位におかれましては、忌憚のない活発な御議論を賜りまして、これからの水産施策の推進につきまして、これまで以上に御指導、御協力をお願いしたいと、かように思っております。

以上、お願いを兼ねて、簡単でございますが、冒頭のごあいさつにかえる次第でございます。どうもありがとうございました。

委員及び特別委員の紹介

塚本漁政課長 それでは、本日、委員改選後初めての分科会でございますので、私の方から、資料1の名簿に沿いまして委員の御紹介をさせていただきたいと思ひます。

それでは、資料1に従いまして、まず委員の方からですが、奥野委員でございます。

続きまして、小林委員でございます。

桜本委員でございます。

福島委員でございます。

三鬼委員でございます。

宮原委員でございます。

次の山口委員が御欠席でございます、山下委員でございます。

続きまして、特別委員の方ですが、市山委員でございます。

伊藤委員でございます。

今村委員でございます。

蟹委員でございます。

川端委員でございます。

熊谷委員でございます。

近藤委員でございます。

嶋野委員でございます。

中田委員でございます。

丸一委員でございます。

本川委員でございます。

保田委員でございます。

山田委員でございます。

吉岡委員でございます。

なお、來田委員は、本日御欠席でございます。

続きまして、今日出席しております水産庁の幹部の方を御紹介申し上げます。

先ほど、ごあいさついたしました水産庁次長 中前でございます。

その隣が、五十嵐資源管理部長でございます。

末永審議官でございます。

宮原沿岸沖合課長でございます。

山下遠洋課長でございます。

武田管理課長でございます。

長谷資源管理推進室長でございます。

中央に戻って、井貫増殖推進部長でございます。

坂井企画課長でございます。

奥野漁場資源課長でございます。

和田増殖推進部参事官でございます。

鈴木遊漁・海面利用室長でございます。

以上でございます。

議 事

(協議事項)

分科会長の選任について

塚本漁政課長 それでは、分科会長の選任について御協議を願います。

分科会長の選任につきましては、水産政策審議会令第5条第3項の規定により「委員の互選による」ということになっておりますが、いかがいたしましょうか。

福島委員。

福島委員 山下委員にお願いしたいと思います。

塚本漁政課長 今、福島委員から山下委員をと推薦する御発言がございましたけれども、その他ございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

塚本漁政課長 それでは、御異議ないようでございますので、山下委員を分科会長に選任することとよろしゅうございますか。

それでは、山下委員には分科会長に御就任いただき、これからの議事進行をお願いいたします。会長の席の方にお移りください。

山下分科会長 ただいま、御指名によりまして、水産政策審議会資源管理分科会の分科会長を引き続き仰せつかることになりました山下東子と申します。若輩者でございますけれども、務めを果たしたいと思っておりますので、どうぞ御協力のほどをよろしくお願いいたします。

先ほど来、次長の方より、これから日数の増加もあり得るというようなことをごさいますて、今日もあいさつだけというのではなく、実際に審議の事項が幾つかございますので、あいさつはこのくらいにさせていただいて、早速審議の方に入らせていただきたいと思います。

分科会長代理の指名について

山下分科会長 それでは、分科会長の代理の指名でございますけれども、水産政策審議会令第5条第5項の規定によりますと、分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する委員がその職務を代理することになっております。

つきましては、私の方から、桜本委員に分科会長代理をお願いしたいというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、よろしく願いいたします。

(諮問事項)

諮問第 86 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の
一部を改正する省令について

山下分科会長 では、議事の方に入ります。諮問第 86 号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について」、説明をお願いいたします。

坂井企画課長 それでは、まずお手元の資料 2 をごらんいただきまして、諮問文を朗読させていただきます。

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第 5 号）並びに承認漁業等の取締りに関する省令（平成 6 年農林水産省令第 54 号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 5 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 5 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

この諮問第 86 号の内容でございますが、過去 2 回御審議いただきました内容と同様でございます。御案内のように、現在、市町村合併が急速に行われております。この指定漁業の許可及び取締り等に関する省令などにおきましては、位置を定める関係上、市町村の名前を引用している部分が多々ございます。こういった省令につきまして、それぞれの合併の期日にあわせて名称を変更する。具体的には、合併の効力が発生する総務省の告示、こういったものが確定をするとともに、順次、この市町村名を修正する、こういった手続をとらせていただいております。

今回、改正予定としておりますのは、平成 18 年 1 月の初旬までに合併を予定している市町村に関する部分でございます。こういった市町村につきまして改正が確定をし、発生すると同時に、適宜、その名称を修正する、そういった改正を行いたいと考えております。

なお、来年 1 月の初旬でございますので、それ以降の合併につきましては、また次回以降の分科会に同様の諮問をさせていただきたいと考えております。

以上の趣旨を御理解の上、よろしく御審議いただくようお願い申し上げます。

以上でございます。

山下分科会長 市町村合併に伴う名称の変更等でございますけれども、分厚い資料がありますが、これは拝見しておくということでございますね。

この説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

1月の最後が、1月1日というのが一番先の日付になっているかと思えます。それ以降の合併については、また次回以降というふうに説明をいただいております。

それでは、なければ諮問第86号については原案どおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第87号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

山下分科会長 では、次に諮問第87号の「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について」、説明をお願いいたします。

山下遠洋課長 遠洋課長でございます。資料3をお願いいたします。最初に、諮問文を朗読させていただきます。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について (諮問第87号)

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を 定めたので、漁業法(昭和24年法律第267号)第65条第5項及び水産資源保護法(昭和26年法律第313号)第4条第5項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

1ページめくっていただきまして2ページをお願いいたします。今回の改正は、遠洋カツオ・マグロ漁業に係る部分についてでございます。この漁業は、カツオ・マグロ・カジキ類を漁獲対象としておりますが、これらの資源管理につきましては、各海域に設立されました地域漁業管理機関によって行われております。大西洋及び地中海におきましては、「大西洋まぐろ類保存条約」が設立されまして、この条約に基づく委員会であります「大西洋まぐろ類保存委員会」、I C C A Tと申しておりますが、この委員会で操業禁止期間の設定等を初め、さまざまな漁獲規制に関する勧告が行われてきたところでございます。

我が国も、この条約の締約国といたしまして義務を履行するために、これまで、この委員会でなされました勧告に沿った所要の規制の措置を国内的にもしてきたところでございます。

昨年11月に、このI C C A Tの委員会、年次会合におきまして、クロマグロの小型魚の漁獲規制に関する勧告がなされたところでございまして、この勧告を国内的に担保すべく、今回、この省令の改正をお願いするところでございます。

2番に改正の概要がございまして、今回、東大西洋の海域及び地中海の海域におきまして、6.4 kg未滿のクロマグロの漁獲尾数の10%という許容範囲を廃止いたしまして、東大西洋の海域は6.4 kg未滿のクロマグロの採捕を禁止する。地中海の海域は10 kg未滿のクロマグロの採捕を禁止するというものでございます。

なお、西大西洋の海域におけるクロマグロの漁獲規制につきましては現状のままでございます。施行期日としましては、公布の日から施行するというふうに考えております。

3ページをお願いいたします。今回の規制の内容について、もうちょっと詳しくここで記してございます。

大西洋及び地中海のクロマグロの問題でございますが、近年、特に地中海におきまして、クロマグロを蓄養するということが盛んになってまいりまして、それにつれて、小型のクロマグロもまき網で漁獲されて蓄養の原魚に供されるということが大変増えてまいりました。そういうことから、この小型魚の規制を強化する必要があるということでございます。

そういった中で、まず今回の6.4 kg未満のクロマグロ漁獲の許容範囲の廃止についてであります。これまで6.4 kg未満のクロマグロの漁獲、水揚げ及び転載を禁止した上で、3.2 kg以上6.4 kg未満の漁獲を10%まで許容しておったところでございますが、今回の勧告におきましては、この10%の許容範囲を廃止するという勧告になったところでございます。

その関係で、2番でございますが、船内保持等禁止サイズの大型化ということでございますが、許容範囲で定められた3.2 kg以上6.4 kg未満の保持が認められておたわけではあります。今回、この許容範囲がなくなったことに伴いまして、すべて6.4 kg未満、地中海においては、10 kg未満については、すべて禁止ということになったところでございます。

なお、我が国のマグロはえ縄船の場合、大型のクロマグロを漁獲対象としておりますことから、はえ縄の針ですとか、あるいは針につけます餌としてイカが多く使われておりますが、大型のイカを餌として使っているということもございまして、従来から、こういった小さいクロマグロは、全く漁獲されていないという実情にある中で、今回、10 kgあるいは6.4 kgに規制が変更されるわけでありまして、実際上のところはまき網に対する規制になっているということでございます。

次の4ページに、これまで、このICCATでクロマグロに関しまして行われてきました小型魚の規制措置、これを西大西洋、東大西洋、地中海に分けまして、1974年以来、こういった勧告が出ておたか、また、それを省令でどう担保していたかということを一覧表にしております。今回の規制は、この一番下の欄、2004年の部分の東大西洋、地中海に係る部分でございます。

5ページからは省令の改め文、それから、7ページからは新旧対照表の形でお示しをいたしております。いずれも、今申し上げました中身を反映させたものとなっております。

それから、参考までに12ページ、13ページには「大西洋まぐろ類保存国際条約」の概要、それから13ページには、この条約で西大西洋と東大西洋を区別しておりますけれども、ちょっと小さい字がつぶれて見えなくなっておりますが、大西洋をこのように東西に分けて資源管理をしているということを示しております。

以上、説明を終わりますが、国際機関によります勧告を国内的に省令で担保するというものでございますので、よろしく御審議をお願いする次第でございます。

以上でございます。

山下分科会長 どうもありがとうございます。

ICCATの改正に伴う国内の省令の改正ということですが、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問等ございませんでしょうか。

どうぞ。

市山特別委員 諮問内容につきましては異議ありませんけれども、私は、今回初めて委員になったものですから、勉強のつもりでお聞きします。

今回、遠洋のＩＣＣＡＴ加盟国ということなんですけれども、日本では、この打撃というのはないんですか、漁獲量に対して。今、釣りだと言ったから安心したんだけれども、まき網というのはないんですか、遠洋へ出かけている。

山下分科会長 お問い合わせいたします。

山下遠洋課長 大西洋の水域でございます、関係します日本漁船は、遠洋のマグロはえ縄漁船だけでございます。ですから、まき網と申し上げましたのは、すべて外国、地中海の沿岸国のまき網でございます。

市山特別委員 わかりました。

山下分科会長 ほかには、いかがでしょう。せっかくの機会でございますので、御関係の方だけでなく、そうでない方も、どうぞ、何か御質問あるいは御意見等ございましたら、この機会に、ぜひお願いいたします。

三鬼委員。

三鬼委員 今、課長の方から説明がありましたように、1番の6.4 kgにつきましては何の異存もございません。

しかし、小型魚を大量に集中的に漁獲するまき網ですね。外国のまき網船、これについては、やはり資源保護ということからも、ぜひとも外国の関係国に働きかけていただきたい、それを強く要望したいと思います。

山下分科会長 要望ということですが、遠洋課長お願いします。

山下遠洋課長 この地中海のまき網によりますクロマグロは、すべて蓄養に回されているということでございますが、このクロマグロの蓄養の問題につきましては、昨年12月から、いわゆるポジティブリスト対策に含められまして、現在、ポジティブリストに載っていない蓄養場からの輸入はできないというような規制もかかっておりまして、今後、さらに厳しく規制がなっていく上で、我々としましても、しっかり注視してまいりたいというふうに考えております。

それから、大変申しわけありません。1点、資料の方で訂正をさせていただきたいと思います。3ページの真ん中、2番の「船内保持等禁止サイズの大形化」というところでございますが、括弧の下「ＩＣＣＡＴにおいては」のところから4行ほど下に「小型魚の多獲が東太平洋海域」というふうになっておりますが、申しわけございません、「東大西洋海域」でございますので、御訂正をお願いいたします。

山下分科会長 ほかには、いかがでございましょうか。

どうぞ、近藤委員。

近藤特別委員 海員組合の近藤です。今の小型魚の採捕については、蓄養魚が非常な勢いで伸びているわけですし、これはＩＣＣＡＴに限った問題ではなくて、インド洋あるいはＣＣＳＢＴ、そして、新たに発足をしたＷＣＰＦＣ海域でも同様のことが言えるのではないかと考えています。

たしか、今年のＦＡＯの水産委員会で、来年は日本の発議で国際地域関連機関が集まるというような状況にもなっておりますし、先ほど、どなたかがおっしゃられたように、この蓄養については、相当やはり襟を正して、適正量に対応していくということが非常に重要ではないかと考えております。

沖の現場からも、かつてのように、小型サイズのかかりが非常に悪くなってきたというのが現実にあがっておりますので、ぜひとも今の内容について、当局として最大限の努力をお願いしたい、これは要望です。よろしく申し上げます。

山下分科会長 要望ということですが、遠洋課長。

山下遠洋課長 ただいま御指摘のとおり、マグロ類の蓄養につきましては、地中海に限らず、ほかの海域でも今、大分始まってきております。したがって、例えばみなみまぐろにつきましてはみなみまぐろ保存委員会、それから、インド洋につきましてはIOTC、東部太平洋におきましてはIATTCという地域機関がございまして、そういった各地域機関の年次会合等の場を通じて、蓄養問題について、鋭意対応していきたいというふうに考えているところでございますので、よろしく願いいたします。

山下分科会長 ありがとうございます。よろしいですか。

ほかには、いかがでございましょうか。

それでは、諮問第87号については原案どおりということによろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

諮問第88号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条
第7項の規定に基づく基本計画の検討等について

山下分科会長 次に、諮問第88号の「海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について」、説明をお願いいたします。

武田管理課長 管理課長でございますが、お手元の資料4に基づきまして説明をいたします。まず、最初に諮問文を朗読させていただきます。

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第88号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成16年11月25日公表）に、別紙のとおり変更の検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画の一部を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、あわせて貴審議会の意見を求める。

以上が諮問文でございますが、今回の諮問は、平成17年の漁獲可能量、TACでございますけれども、その留保枠の配分についてでございます。

具体的には、資料を1枚めくっていただきまして2枚目以降、基本計画の新旧対照表がございすけれども、この中で、今回はマサバ及びゴマサバの漁獲可能量の追加配分を行うというものでございます。第4のところ、これは指定漁業等の種類別に定める数量、大中型まき網漁業の欄がございす。この部分と、さらに2枚ほどめくっていただきまして、都道府県別に定める数量の中で、3ページに表がございすけれども、その中で、静岡県、三重県、高知県、宮崎県、鹿児島県、以上5県につきましてはの追加配分ということでございます。

具体的な説明につきましては、5ページ以降をごらんになっていただきたいと思ひます。5ページに、漁獲可能量の配分総括表というものがございす。この真ん中のところに、マサバ及びゴマサバの欄がございすが、平成17年のTACの数量は42万6,000トンというふうに設定してお

ります。これを大臣管理漁業、知事管理漁業に配分しているわけですが、サバ類などの浮き魚につきましては、実際、どこの海域に漁場ができるか予想が難しいということから、年度当初に全量を配分しないで一部を留保するというところまで行ってきました。

この中で大臣管理分、すなわち大中型まき網漁業の分といたしまして、18万4,000トン当初配分しておりますけれども、この表の下に注1ということで書いてありますが、漁場形成が良好な場合、23万8,000トンを上限として改定を行うこととしております。つまり追加配分用として、23万8,000トンから18万4,000トンを差し引いた5万4,000トン、これが留保枠ということになります。

続きまして、1枚めくって6ページの表ですけれども、知事管理分の方になりますが、マサバ及びゴマサバの欄を縦に見ていただきたいと思いますけれども、東京都が1万7,000トン、静岡県が7,000トンなど、現在のところ、9都県に合計で7万4,000トンを数量で配分しております。

そして、下の注にありますように、同じく漁場形成が良好な場合にはTACの範囲内で追加配分を行うということになっております。

今年のマサバ・ゴマサバの漁獲状況ですけれども、これについては7ページを開いて見たいと思います。大中型まき網漁業、それから、静岡県から鹿児島県の漁獲量の累計の数字がございますが、今年全体で申しますと、総じて太平洋側の漁場形成がよくて漁獲は良好となっております。

それで、この表の黒丸の印が17年の漁獲状況でございますけれども、1月から5月ということでございます、横に線がありますのがそれぞれのTAC量、TACの現在の配分量でございます。

まず、大中型まき網漁業ですけれども、北部太平洋のマサバでございますが、その漁場形成が非常によいということで、現在、マサバ太平洋系群の資源回復計画に基づきまして休漁を行っているところでございますけれども、休漁を行っているにもかかわらず、漁獲量は、ここにございますように、15万トンに近いところまで5月の時点で来ております。

また、知事管理漁業の方ですけれども、それぞれ、こちらはゴマサバの方の漁場形成が良好だということで、漁獲量は、いずれも近年で比較していただきますと、かなりの高水準ということで、いずれにおいても、9月までには不足が出るということが見込まれているところでございます。

このように、多くの県等で追加配分が必要と見込まれている理由ですけれども、太平洋側のマサバ・ゴマサバの2004年生まれ、この群の資源量が、昨年の資源評価の想定を上回って良好であった、そういう可能性が高いということでございます。現在、水産総合研究センターの方で、最新情報をもとに分析を行っているところでございますけれども、9月までには、その結果がまとまる見通しとなっております。

したがって、今回の追加配分に当たっては、次回、例年9月に資源管理分科会が行われるんですけれども、次回の資源管理分科会でTACそのものの見直しを行うことを予定しております。そこでTACが上方修正されまして、再度、追加配分が行われるだろうということでございますので、今回は9月までの不足見込量を、先ほど御説明いたしました留保枠の中から配分するというようにしたいということでございます。

具体的には、それぞれの数量につきましては、5ページに戻っていただきまして、大中型まき網漁業につきましては、網かけがございますけれども、18万4,000トンのところに5万4,000トン追加いたしまして、23万8,000トンというふうにしたいということでございます。

また、知事管理分は6ページの表になりますけれども、静岡県について6,000トン追加して1万

3,000 トンに、三重県につきましては 7,000 トン追加して 1 万 8,000 トンに、高知県は 3,000 トン追加して 9,000 トン、宮崎県は 5,000 トン追加して 1 万 1,000 トン、鹿児島県は 3,000 トン追加して 9,000 トンということで、それぞれ追加配分をしたいということでございます。

以上が説明でございますが、よろしくお願ひいたします。

山下分科会長 御説明をいただきましたけれども、今回は、あらかじめ T A C で定められていた数を、その数量は変えずに留保分の中から出していくということで、大臣許可漁業で出すものと、それから県ですね。これは知事許可漁業で 5 県について出すということで説明がありました。

ただいまの説明につきまして、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

今、福島委員と保田委員と中田委員のお三方から手が挙がっておりますので、順番に、福島委員から願ひします。

福島委員 それでは、最初に関連して発言させていただきたいと思ひます。

まずもって、今、管理課長さんの方から、上限まで放出していただくということに対しまして感謝申し上げたいと思ひます。

私たち北まき連合会では、昨年の 11 月以降、資源管理計画に基づきまして休漁を実施しております。全部で 19 回、これは 7 月、今月まで含めまして休漁いたしております。にもかかわらず、先ほど来、御説明のありましたように、16 年度の実績の数字と比べてみますと、実に、全体で見ますと 4.4 倍の漁獲ペースでございます。そういうわけで、今後、卓越年級の加入が見られるということから、先ほどのお話でも、9 月中には上限の 23 万 8,000 トンを超えるのではないかというふうに、我が方でもそのように実は考えておまして、今後、資源分科会が 9 月に開催されるであろうことを想定いたしまして、なお、途中で漁が 12 月末まで操業できないというようなことにならないように、改めて、またお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

なお、資源回復のための休漁につきましては、従前どおり行ってまいるといふ計画でございます。よろしくお願ひいたします。

山下分科会長 今は御要望というふうなことでございますが、何か、御返事はございますか。

武田管理課長 まとめてお答えさせていただきます。

山下分科会長 それでは、次は中田委員願ひします。

中田特別委員 中田ですが、都道府県別の配分表というのが 6 ページにありますけれども、そこで東京都とか静岡県、三重県、これは数字が載っていますので今回の改定だと、そういうお話だと思うのですが、そのほかに若干というのがありますね。これはどういうふうにとらえればいいのか、数量的に、とれるだけとっていいのかどうかということです。

それと、今お話もありましたように、資源が少しずつ回復してきたというふうに見ているわけですが、その辺についてのお話ですね。

まず、若干について御説明を願ひします。

武田管理課長 それでは、若干配分ですけれども、これは過去の漁獲実績が、おおむね 100 トン以上あるが、資源に対する圧力が比較的小さいと認められるところは、数量配分じゃなくて若干という配分しております。これらは、漁獲努力量を現状以上に増加させないということで資源管理を行っていくということで 数量で配分すると、なかなか数が小さくなってしまつて管理が難しいという中で、漁獲努力量を上げないという中での配分ということで若干配分という形にさせていただいているものでございます。

中田特別委員 そうすると、5,000 トンぐらいとれた場合にはどうなるんですか。

武田管理課長 御質問の件は、T A Cの管理という意味では、報告する量については、当然ながら、とられたものについて、全体のT A Cの範囲内におさまっているかどうかということ、きちんとした管理・検証を行っていくということになります。

あと、恐らくもう1点、質問の趣旨があって、今後の配分の方法が変わるかどうということも含まれているのだと思うのですが、そこについては、過去何年かの実績に基づいてということになりますので、配分方法の変更は当然あり得るということでございます。

中田特別委員 そうすると、隣県なんかだと、相当回遊しますので、例えば静岡で7,000トンから1万3,000トン、隣の県でゼロというか若干ということで、この辺の書き方がどうもよくわからないんだけど、隣にたまたま移動した場合には、隣でも5,000トンぐらいとれるということもあるわけですが、そういうときは許可しちゃうということですね。

武田管理課長 そこは、漁獲努力量を変えない中で実際にとれてしまった分というのは報告をいただいて、全体としての管理は行われます。したがって、そこでとれた場合にはそれ以上とるなということにはならない。翌年以降の配分の方に反映されていくということになります。

中田特別委員 わかりました。

武田管理課長 それから、今質問があった点で若干補足ですけれども、今回は9月までの不足分ということで配分を行います。今回、追加配分を行わない県の中でも、今お話に出ました東京都、和歌山県、長崎県あたりからも、今後、追加配分が必要だという見通しが寄せられているところがございます。

山下分科会長 それでは、次に保田委員お願いします。

保田特別委員 留保枠の問題なんです。確かに、大臣管理分は、今言いましたように、5万4,000トン留保枠があった。それを全量使うんだと。それで、知事許可の分に関しても増えた分がありますね。例えば、静岡県が7,000から1万3,000、これも、やはり留保枠としてとっていた分を増やすんですね。

武田管理課長 そうです。

保田特別委員 総トータルで、マサバ及びゴマサバの留保枠の数量というのはどの程度になっているんですか。知事許可の方ですが。

山下分科会長 知事許可分の留保枠の大きさが何トンかと……。

保田特別委員 大臣管理の方はわかるんですが。

武田管理課長 知事管理の部分は、5万トン弱が留保枠分として残っております。既に、4月の段階で宮崎県に2,000トン追加配分したりとか、そういうことがあったかと思えますけれども、そういう部分を差し引きまして5万トン弱ということになります。

保田特別委員 そうすると、大臣管理分と知事許可分を合わせて約10万トン程度の留保枠があるという計算でよろしいんですね。

武田管理課長 はい、そういう計算になります。

保田特別委員 それと、ちょっとお聞きしたいんですが、前にも一度聞いたんですが、例えばサンマの場合、28万6,000トンという大臣管理分。総トータルで28万6,000トン、それと、大臣管理分が20万4,000トン、知事許可分が、北海道3万7,000トンの岩手6,000トン、その残が残りますね。それで28万6,000トンではありませんね。そのほかに残りますね。それは留保枠と考えてもいいんですか。

山下分科会長 今度はサンマの質問が出ていますけれども、大臣許可で 20 万トン、知事許可で約 4 万トンですね。それで、全体では 28 万 6,000 トンですから、その差を留保枠と考えていいかどうかという質問ですけれども、お願いします。

武田管理課長 その差なんです、その中には、先ほどの若干配分という質問がございましたね。その若干の部分は、配分としては若干になっているんですけれども、計算上は過去の実績分を積み上げた分となります。

それから、更には言えば、外国に対する枠というのもありまして、その部分も除かれるということですので、したがって、28 万 6,000 トンから、既に配分されている分を引いた残りが留保枠だということにはならないんですけれども。

保田特別委員 ただ、対外国枠の部分に関しては、はっきりした数量を出す枠と、はっきりしない部分のものがありますね。そういう部分は、また若干量みたいな形で、完全な数量として出ないというふうに見てよろしいんですね。

武田管理課長 そこは、実は外国枠の数量の部分については、漁業交渉等をやっている中で、いろいろと双方、実際にどれだけあるんだということが全部表に出てしまいますと、なかなか交渉がやりにくいという部分もありまして、その部分 大体の部分は、今いっているような数字を見ていけば見えてくる部分はあるんですけれども、公表してないということですので、御理解をいただきたいと思います。

山下分科会長 今、まとめて質疑をしていただくかと思っておりましたが逐一になりましたので、先ほど、最初に福島委員がおっしゃったことに対してはいかがですか。

武田管理課長 資源回復計画の関係等々だと思いますけれども、サバ類については卓越年級群があって、こういう機会に今、福島委員の方から御説明がありましたように、定時の休漁のほかに臨時休漁もあわせて自主的な取組を一生懸命やっただいていてということですので、その取組を北部太平洋からもう少し海域を広げて、より幅広い関係漁業者の方に進めていただくなり、あるいは現在やっている取組の中で、もう少し何か、さらにできることはないのかといったところもあわせて、資源回復計画の取組をしっかりと進めていかなければいけない。我々としても、それをどのような形で支援していくかということについて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

山下分科会長 よろしいですか。

ほかには、何か。

どうぞ、市山委員。

市山特別委員 2 点ばかりありますが、一つは大臣管理分の、今、サバのことだけれども、期中改正で、こんなに資源回復しているからということで増枠することは、それを担当する人にすれば大変いいことだと思うので、今どき、大したものだなと自分で思いながら、この操業の範囲と申しますか、私はよく分からないんですけれども、例えば北海道の船は北海道だけの範囲とか、青森の船は青森の範囲でしか操業できないとか、そういうものであるのかどうかということの一つ、まず聞きたいと思ひます。

山下分科会長 操業の範囲ですね。これは、大臣管理分についてということですね。

市山特別委員 はい。

山下分科会長 それでは、お願いします。

武田管理課長 大中型まき網漁業につきましては大臣管理ということで、都道府県の区

域を越える海域が操業海域となっておりますので、必ずしも県の地先に限らないということでございます。

一方で、知事管理の方につきましては、それぞれの県の地先管内において操業区域となるということでございます。

簡単に言いますと、そういうことでございます。

市山特別委員 じゃ、全国一円に歩けるという意味になるんですか。それとも、例えば東北部分とか、関東部分とか、そういうことになるのか。

それからもう一つ、重ねてお願いしますが、25%強の期中改正できるだけの資源は、私は、日本の国でこれよりないと思いますよ、増えていく魚は。今の漁況で、どのくらい去年と価格に変動があるのか、その辺も、ちょっと聞きたいと思います。

山下分科会長 今度は、2つ、また今いただきましたけれども、全国に大臣管理部分、まき網はどこでも行けるのかということ、それから、あとは価格ですね。獲れていると価格の動向はどうなっているのかということ、それについて、またお答えを、今協議していただいておりますので、少々お待ちくださいませ。

長谷資源管理推進室長 大中型まき網ですので、全国を幾つかの大海区に分けておりまして、それぞれの漁船の方から見ますと、特定の海区なり、複数の海区についての許可を持っているということだと思えます。

価格につきましては、ちょっと手元に正確な資料を持っておりませんが、新聞報道等によりますと、供給量、生産が増えた分、単価はやや下がっているということだと思っております。

市山特別委員 やや下がるくらいならいいんですけども、へたすると去年と同じであったなんていう話になると。せっかく獲れたものが大漁貧乏にならないようにするのも一つ資源管理だと思うので……。

反対ではないですから、ぜひ、その辺の調整もお願いします。それは要望ということでいいです。

武田管理課長 TACを設定する際に、科学的な資源評価をベースとして決めるのは当然なんですけれども、それ以外の算定考慮要因として、社会経済的な部分ということで、漁業経営、流通加工の方の現状、今お話にありました魚価の話等も、大きな意味で、資源管理をしていく中で要素になるというふうに思っておりますので、そういったことを含めてTACを設定していく。

これは、資源管理法上もそういうことが明記されているわけでございますけれども、その辺の具体的なTAC設定に当たって、社会経済的な要因の反映の仕方をどうするかということについても、次の一斉更新の時期にあわせるような形で、ある意味、中期的なTACの設定の方針というものを考えていく中での一つの検討課題だということで、今、委託事業等の中でも、その辺の研究も進めているところでございます。

五十嵐資源管理部長 1点、補足をさせていただきます。今、管理課長が申しあげましたのは、TACを最初につくるときに、生物的な資源量だけではなくて経営状況も勘案してつくるということでございますが、ただいま市山委員御懸念の、たとえばTACがスタート、走っている間に市況がどうなるかということに対しては、これはなかなか、これをTACに反映させる、あるいはその市況についてどうするという仕組みがないのが現状でございます。その辺のところは、次の段階のTACの設定に、経営全体としてどう反映させていくかということで、今やる仕組みになっているということをお理解いただきたいと思います。

山下分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、宮原委員お願いします。

宮原委員 教えていただきたいんですけども、卓越年級群の話がかなり出ているので、7ページの図表から見て、卓越年級群が2つになっているのか、ちょっと教えていただきたいんです。

大中型まき網の傾向値は平成13年のあれに似ているんですけど。あと、各県の動向は平成15年の動向に似ているということで、資源課長がいらっしゃるので、この系群が2つあるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

山下分科会長 それでは、お願いします。

奥野漁場資源課長 資源課長でございます。御指名でございますけれども、私の横に和田参事官がおりまして、専門家でございますので、和田参事官に御説明をお願いしたいと思います。

和田増殖推進部参事官 私の方から、若干御説明をさせていただきます。7ページの図でございますが、これは一応、サバ類というふうになっておりますのでマサバとゴマサバが混じっております。この中で特に、例えば高知県、宮崎県、鹿児島県というところでは、むしろ、マサバでなくゴマサバが多うございます。それで、ゴマサバの資源につきましては、マサバとはちょっと異なりまして、比較的近年、資源の状態が安定しております。安定した中で、年によって、やはり豊凶がございます。よいときには、ここにありますような差でもって漁況的には違いが出てくるということがございます。

それで、三重県、静岡県になりますと、それからもう一つ、全国、大中型まき網漁業全体ということになりますと、これはゴマサバ・マサバ両方が入っておりまして、特に、これが非常に急激に漁獲量が伸びてくるというようなときは、実はマサバ、今、御指摘がございましたようなマサバの卓越年級が出てきたようなときには、非常に平年と比べて漁獲量が急激に伸びるといようなところがございまして、そういう意味では、今年度はマサバが、先ほど話にありましたように、ちょうど今ですと1歳魚ですが、これが、非常に状況がよいということで漁況が非常にいいということになっております。

山下分科会長 今、御説明をいただきましたけれども、1歳魚ということは2004年に生まれたということですか。16年ですが、この卓越年級群が出ているというお話ですね。

ほかには、いかがでしょうか。

次回、先ほどの説明ですと、9月にはもう一度、このサバ類のTACについて話が出るというようなことございましたけれども、それまでに、今日のところはこれでよろしゅうございますでしょうか。

それでは、諮問第88号については原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

山下分科会長 それでは、そのように決定いたします。

(報告事項)

第1種特定海洋生物資源の採捕数量について

山下分科会長 それでは、次は報告事項に入ります。「第1種特定海洋生物資源の採捕数量について」、説明をお願いいたします。

長谷資源管理推進室長 資源管理推進室長でございます。資料5の「第1種特定海洋生物資源の

採捕数量」というタイトルのつきました表をごらんいただきたいと思います。

今も話に出ております7つのTAC魚種の3月末までの採捕実績を載せております。7つ、魚種が一番左の欄に出ておりますが、括弧で書いてありますように、それぞれ1月から12月という漁期のものですか、スケトウダラやズワイガニのように漁期がずれているものもございしますが、それぞれについて、漁期初めから3月末までの実績というふうにごらんいただきたいと思います。

それで、一番上の欄のAとありますのが漁獲可能量TACでございます。次が、その採捕実績ということでB、一番右の欄が、そのTACに対する消化率ということになります。それぞれの欄の下の段は、参考のため、前年同期の数字ということになっております。この中で、漁期が4月から3月のスケトウダラは漁期終了時の実績ということになりますけれども、32万1,000トンのTACに対して23万3,000トンの採捕数量ということで、消化率73%であったということで御報告したいと思います。

2枚目は、同じ数字でございますが、管理主体ごとの数字ということでございます。大臣管理分と知事管理分、知事管理分も数量配分したものの実績ということでございます。

3ページ目は、数量配分された都道府県以外も含めた、先ほども出ました若干の県を含めた実績ということでございます。

以上です。

山下分科会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何か御質問、御意見等ございませんでしょうか。

ここに出ているデータは、3月31日とちょっと古いんですけども、その理由は、スケトウダラが、ちょうど3月で終了するので、その漁期の終わりというんですか、統計が、ちょうどきりのいいところで切って、今日、報告をしていただいているということでございます。ですから、このスケトウダラは終わっていて、それ以外のものは、今進行中。しかし、ここにある数字は3月末ということで見ていただきたいと思います。

よろしゅうございますでしょうか。なければ、これは報告事項ですので、こういうことであるということを報告していただきました。

(その他)

山下分科会長 以上で、本日予定しておりました議事については終了いたしましたけれども、この機会に、本日の議題にかかわらず、何でも結構ですので御発言を賜りたいと思います。

福島委員、お願いします。

福島委員 今の報告事項に関連しまして、ちょっとお伺いしたい点がございます。スケソウダラについては3月で終わりましたということですが、先ほど来、話題になっていましたサバの資源が今後豊富になるであろうということを想定しますと、1月、12月というふうな切り方では、漁の具合からいって若干問題が、今後出てくるのではないかなというふうに考えますが、いかがですか。

山下分科会長 1月、12月では問題が出るのではないかなという質問ですね。

では、管理課長お願いします。

武田管理課長 TACの制度を始めたときは、スケトウダラも含めて、すべて暦年で管理をしていた中で、盛漁期がどのあたりに来るかとか、その辺を勘案して、現在のところはスケトウダラとズワイガニの関係について管理時期を変えているわけですけれども、サバについて、その必要があ

るかどうかということは議論はあるところだと思いますが、少し勉強はしてみたいと思います。

山下分科会長 何か、別の切りの方がいいというようなことでございますか。

福島委員 先ほどもちょっと触れましたように、かつてのサバの盛漁期というのが秋後半が盛漁期に入っておりまして、従来のようなパターンでまいますと、やはり 12 月が近くなって、年が明けて 1 月、2 月というようなところまでまたがる可能性がありはしないかなというふうに考えまして、かつての盛漁期時代であれば、5 月、6 月ぐらいが一番漁のないときじゃなかったかなと思ひまして、参考までに今、そういうことが取り上げられるのかどうかということをお聞きただけでございます。

山下分科会長 ありがとうございます。恐らく、基本計画等の見直しもありますので、それに関連して、いろいろとこういうものの検討もしていただけるのではないかと思います。

ほかには、いかがでございますか。

山田委員。

山田特別委員 せっかくの機会ですから、ちょっと 2 点ばかりお聞きしたいと思ひます。

それは、知床の世界自然に関する件なんですけれども、知床の世界自然、これが登録されたというのは御承知のとおりでございますが、これが決定したその日に、国際資源保護連合のデビッド・シェパード部長が、知床の海洋保護については日本政府の取組を信用していると、こういうコメントをしております。

これは、昨年 8 月に現地調査が来た中で、日本政府に、その後、書簡の中で、知床の海洋生態の保護で国立公園の規制の中では最低レベルだということで、遺産登録を認めることがあくまでも条件付であるということをおっしゃっております。その条件というのは、海域の管理計画の早期策定と、それを確実に実行することということで、これは 08 年までということでございますけれども、2 年後までに、実際、そういう策定計画又は実行しているのかと調査に来るといふふうにも聞いております。

そういう中で、羅臼漁協、ウトロ、斜里第 1 漁協、私ども網走漁協の 4 組合が、この知床の自然登録については、これ以上の漁業管理は行えんということで、環境省又は道と公式文書を取り交わしております。

ところが、そういう中で、これは国際資源保護連盟の活動を支えているメンバーだそうなんですけれども、江戸川大学の吉田正人助教授が、世界遺産登録をきっかけに海洋保護政策を進めるチャンスだと、このようにも話しておりますし、環境省などに助言している知床科学委員会の専門家が、そろそろ漁業規制を行わないという言い方を変えなければならないと、こういうふうにコメントしていると。これは、我々漁業者にとっては、公文書まで交わして決まった途端に、こんな漁業者をばかにしたコメントはないというふうに私は思っております。

これは今、北海道の高橋知事も、観光又はダムの問題等で、非常に前向きな発言をしておりますけれども、それだけをとらえれば、非常にいいことだなと思ひますが、それが今の海域管理計画にどういふふうにはね返ってくるかと、漁業者というのは非常に危惧をしております。

そういうことで、2 つお聞きしたいというのは、1 点は、この海域の管理計画をつくるときに、この計画というのは環境省がつくるんですか、それとも農林水産省がつくるのか。それとも両者が話し合いをして、どこかが窓口になってやるのかと、その点が 1 点です。

それからもう 1 点は、我々は公文書を交わしておりますけれども、実は、23 日に北海道の弁護士連合会が「知床の生態系保護を考える会」というシンポジウムを行っております。この中では、

やはり環境省なり、道林務部なり、そういう方がパネリストなり、そういうことでやっているわけですが、その結果、これは何かというと、知床の自然を統括的に関する新たな知床特別措置法、仮称ですが、その制定を提言する、こういう動きに持っていくということなんだろうと思います。

そういうときに、例えばこういう措置法、法律ができたときに、あくまでも管理計画というのは、漁業者の方と話し合いをしながらするとは言いますが、話し合いがまとまらなかったり、法律ができたら、法律でやるとなったら、結局、公文書を交わしたって、こんなものはないということになるわけでしょう。というふうに私どもは思うんですよ。今の場合は、管理計画をするときには漁業者と話し合いをしてということになってはいますが、措置法という法律ができた場合には法律が優先するのだろうと私は思うんですよ。そうすると、我々漁業者と協定をした公文書というのはあつてないようなものになる。言うなれば、先ほどの委員の方じゃないですけど、そういう規制を行わないということを変えれというふうにつながっていくのではないかなと思うんですけど、この辺はいかがなもの

でしょうか。この2点だけ、ちょっとお教えいただけないでしょうか。

山下分科会長 ただいま、知床の自然遺産に関連したことですけれども、漁場資源課長お願いします。

奥野漁場資源課長 漁場資源課長の奥野でございます。

第1点目の管理計画をつくるときの所管でございますけれども、これは環境省が主体になってつくると承知しております。ただ、やはりそれぞれ漁業者がかかわっていることから、それについては皆さんと相談をしながら、環境省に対して我々としても言うべきことは言うということで対応したいと思っております。

それから、二つ目の質問でございます。漁業者と環境省との公文書の件だと思いますけれども、これについては当然、既に環境省がそういう約束をしているわけでございますから、環境省としましたら約束は尊重してやっていく、また、そうあるべきだというふうに思っております。

以上です。

山田特別委員 当然、やっていくのはわかるんです。多分、今までは環境省がやっていたから、そういう策定計画というのは環境省がつくるんでしょうけれども、我々漁民としては、言うなればトドも含めて、前にも言いましたが、スケソウの問題とかいろいろあるわけですから、この点については、当然、関係省庁と相談してということは、多分、役所ですから、私は横の相談というのはしないと思うんです、失礼な言い方をすると。多分、これは環境省がやってくるのだろうというふうに思うんですね。これは私の意見ですから、これでやめておきます。

ただ、2点目については、そういう措置法なる法律ができたときに、それが優先しちゃうと、公文書を交わしたものは、みんなだめになるんじゃないですかという、法的というのは、そういうことを聞いているんです。

井貫増殖推進部長 増殖推進部長ですが、そういう新しい法律ができる際には、当然ながら、省庁間で詰めてやります。そういう場合に漁業者との間で約束事があるのであれば、それを尊重する立場、少なくとも水産庁としては、それをきちっと守るという前提での法律でなければ承知しないという形の対応をせざるを得ないというふうに考えております。

その辺は、現地をよく相談していただいて、もし何らかの新しい形がとれるのであれば、積極的にとっていただいた方がいいと思いますけれども、あくまでも、我々は漁業者の立場、それから、

漁業者と環境省が交わした中身を尊重しながら対応していくということでございまして、水産庁と全然関係なしに法律ができるということはありませんので、その辺のときになりましたら、いろいろと御相談しながらやっていきたいと思っています。

山下分科会長 これから連絡を密にして情報交換をしていくということが大事かと思えます。

ほかには、いかがでございましょうか。

先ほど、総会の際に桜本委員からお話があったことですが、それは総会の際だけでよろしゅうございますでしょうか。

桜本委員 先ほど、水産基本法を見直す中で総合的に考えていくという御回答をいただきましたので、それで結構だと思います。

山下分科会長 ここには特別委員の方もおいでになって、お聞きになっていない方もあって、ちょっと申し上げてしまったのですが……。

どうぞ。

五十嵐資源管理部長 先ほど漁政部長がお答えしたことに補足をさせていただきたいと思いますが、一番大きな問題は、漁業法の中の大臣管理漁業と知事許可部分の垣根をどうするかという問題であったかと思えます。

先ほどのお答えにありましたように、この漁業法自体がかなり古い法律であるということと、どういうものが今の世の中に合った仕組みなのかという問題意識は、行政に携わる者として、あるいは政府機関として絶えず持たなければいけないというふうに私自身も思っております。また、そういうことが必要だと思っております。

ただ、この水産政策審議会という場で、その問題がテーマであるというふうに申し上げられるかどうかということにつきましては、正直言いまして、今の段階で何も申し上げられる材料はないところでございます。今後、私どももいろいろ勉強いたしまして、どういうふうに皆さんに御相談させていただくかと、もう少しお時間をちょうだいしたいと思っています。

山下分科会長 それでは、ほかにはいかがですか。

事務局からは、何かございますでしょうか。

ないですか。

三鬼委員、どうぞ。

三鬼委員 これは私からの要望でございますが、こここのところ、我々の漁船漁業というものが、非常に追い込まれた状況にあるということで、稼働している漁船の減少、それから、日本人の乗組員の減少というものは、減少の一途をたどっているという状況でございます。

平成13年に制定されました水産基本法の理念、それから、平成14年に定められた水産基本計画に掲げられた自給率の目標及び我が国漁業の持続的生産目標、こういうことに照らしまして、その後、この3年間の推移というものの、現状と目標の隔たりにつきまして、水産庁はどのような受けとめ方、今後、どのように対応しようとしておられるのかなと、こういうことが1点でございます。

特に、ここ数年の慢性化しております不適正な魚価の続く中で、コスト削減ということにつきましては、もはやその機能を失うまでの満限を超えたコストの削減を現場サイドの操業船にも我々の方から強く求めまして、陸上との連携の中で、やっとその努力が報われまして、何とか50%の引き下げというものが達成できたなど、そういった途端の現在の油の暴騰でございま

す。この油の暴騰というものは、決して一過性のものではなくて、恐らく、今後も継続するであろうということが一般的な見方となっております。ほんの2年前にキロリットル3万5,000円ぐらいのA重油、これが現在6万円以上と、このようなことになっております。1年航海で、実に1隻3,000万円を越すコストの増であります。

また、乗組員の給与というものも、30年前とはほとんど大差がなくて、これを上積みするという状況にはなっておりません。全く魅力に欠ける企業だと、このように恥ずかしい思いをしておるところでございます。

このように、瀕死の状態にある漁船経営に対する金融機関の対応というものは、今現在、我々日経連におきましても、その建て直しに、系統機関である農林中金さん、一生懸命になっていただいておりますけれども、この国の金融政策のもとで、経営支援に逆行するような対応になっているのが現状でございます。

今、水産庁が抜本的な漁業再生対策を打ち出して、それを農林漁業金融公庫、農林中央金庫といった金融機関が両輪になって漁業経営を支援しなければ、早晩、取り返しのつかない状況になるだろう、このように危惧をするものでございます。

業界として、何とか生き残り対策を繰り返し検討はしておりますけれども、もはや我々の知恵と努力の限界を超えております。従来から、水産庁御当局が言う「唯一残された遠洋漁業のカツオ・マグロ」というお言葉もありますけれども、当面する諸問題について、審議も必要であります、存亡の危機にある漁船漁業の経営の現実への具体的対策、それを中心に据えた議論も、ぜひお願いしたいものだと、このように思っております。

我々日本の漁船漁業が本当に必要であるならば、何とか抜本的政策を今直ちにとっていただきたいと、このように要望をするものでございます。どうか、よろしく願いいたします。

山下分科会長 ただいま、三鬼委員から要望がございましたけれども……。

中前水産庁次長 ただいま三鬼委員から、非常に深刻な現状をとらえてのお話がありました。私どもも、全くそういう認識は共有しております。非常なコスト削減の努力に加え、やっている最中に燃油の問題が発生しましたし、また、特にカツオ・マグロを見ますと、マーケットが、相変わらず日本だけに限られておまして、世界中のマグロが日本に来て、結局、みんなでたくさん資源を獲りながら魚価を下げているといった状況にあると思います。

いろいろな問題が重なっておりますが、やはり、それぞれやり方、方法は違うと思います。一つは資源。国際的には資源の持続的な利用　この資源の持続的な利用というのは、一つは資源そのものもそうですけれども、やはりマーケットを壊さないということも強く訴えていかなければいかんと思います。一方では漁業経営、これは油の問題も、魚価の問題も、今後残っていくために、従来の発想とは一味も二味も違うような先を見据えたものも織り込んでやらないと、従来どおりのことで同じような支援を続けていくということも、現実問題として、なかなか難しい面もあろうかと思えます。いずれにしましても、官と民が、どういった役割分担ができるかということもよく考えながら、ちょうどいろいろな改革の時期でございますし、漁船漁業の構造改革の議論もしておりますし、そういう中で規制緩和の話も出ておりますので、そういうことも真剣にとらえまして、相当スピードを上げながらやっていこうと思っております。

これらは三鬼委員のところと、この問題を解決していくためには一緒に議論をしていく、一緒にやっていくという必要があると思います。ぜひ、そういう気持ちでやりたいと思っております。

三鬼委員 こちらといたしましても努力いたしますけれども、どうぞ、よろしく御指導をお願いいたします。

近藤特別委員 ただいま三鬼委員の方から述べられた内容、これは労働側の私たちの立場としても全く同感であります。ただいま三鬼さんが発言した趣旨の内容を、実は、この後開催される施策部会で私も発言しようと思っております。

ただ、こういう場ですから、お互いに忌憚のない意見を出していただきたいという冒頭の次長のあいさつにもございましたように、このままずると漁業経営が後退して、果たして、日本の水産業が本当に立ち行きができるのかということ、やはり日夜、私どもも心配しています。

特に、ただいまの三鬼委員の発言の中で、非常に大きな意味を持っているのは政府系統金融の最近の動きなんですね。これは、地方の漁業経営者も含めていろいろな意見が来ますけれども、本来は漁業経営者を支援しなければならないはずの政府系統金融が、逆に貸しはがし、貸し渋りが大変な勢いで浸透してきています。したがって、水産政策を論じるのもいいでしょうけれども、やはり今の漁業経営をどうやって立て直すための施策を打ち出すのが

必要なのかということをもっと 真剣にやっていないとは言いませんが、やはり、もっと本腰を入れてやっていただかないと、自給率目標の達成も、とてもじゃないけれども、これは達成できる中身にはないわけです。したがって、こういう公的な審議会の場ですから、遠慮なしに物を言わせていただきますけれども、置かれている状況を、いま一度、やはり真摯に受けとめて、関係者間でいろいろ知恵を出し合って、日本の水産業を守るために全力を挙げて取り組んでいただきたい。このことを労働の立場の私からも申し添えておきますので、よろしくお願いいたします。

山下分科会長 今、近藤委員から要望がございました。

受けとめるということで御意見をいただきます。

桜本委員、お願いします。

桜本委員 1点、確認させていただきたいのですが、先ほど資源管理部長がおっしゃったのは、私が質問しましたような内容は、水産政策審議会の議題としては、あまり適当ではないという意味でしょうか。

五十嵐資源管理部長 水産政策審議会にお諮りする事柄というのは、申し上げるまでもないと思いますけれども、いろいろな法令に定められて審議会に諮るべしということで、その都度、お集まりいただいてお諮りしているわけでございます。

もちろん、その中に先生がサジェストされたような漁業法の抜本的な改革・改正というものも、もし行くとすれば、当然、ここで十分な御審議をいただいて、その結論を得ていかなければいけないものと思っておりますが、ただいまのところ、正直申し上げて、まだ我が方はそのような状況にはございませんというところでございます。

桜本委員 そうしますと、漁業法に関連して何らかの審議をすとか、あるいはその審議をした方がいいのではないかというような要望とか、そういうのはどの場でやればいいんですか。国民として、あるいはほかの関係者として、そういう要望がある場合は、どういうルートを通じてやればいいんですか。

五十嵐資源管理部長 いろいろなルートで、このことを直すべしと、例えば要請をいただく場合もございまして、あるいは国会の議論でそういう御指示といいますか、そうすべしという御意見がある場合もございまして、そういうものをいろいろ承りまして、まず、具体的には私どもの中で、これが制度的に手直しをすることができるかどうか、手直しをする価値があるかどうかというもの

を十分吟味させていただいて、それが一定の成案になった段階で、例えば水産政策審議会に、この案で御審議をいただきたいというふうにお諮りするわけでございます。

そういう意味でのいろいろな段取りと申しますか、ステップはまだ踏まれていないのかなというところでございます。

山下分科会長 時間が迫っていることもあって、この話をもうちょっとかみ砕いてというか、持ち出すことができないのは、私としても内心、じくじたる思いなんです。委員の方々は、既に何の話をしているかは御承知でいらっしゃると思いますが、特別委員の方々については、その話、何の話をしているのかも申し上げられないままということで、大変申しわけございませんが、また別の機会があるかと思っております。というのは、4時半ぐらいから、また別の会議があるかと思っております。その予定も皆様、しておられるかと思っておりますので、ここではこれまでにさせていただきますが、何かの機会に、どういう話だったかはお知らせをしたいと思います。

これ以外で何かなければ、本日の資源管理分科会を終わらせていただきたいと思います。

そして、次回です。次回は9月の下旬ぐらいに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討についてということで開催の予定をしております。また、改めて日程調整をさせていただきます。

閉 会

山下分科会長 それでは、これで本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

答 申 書

17水審第6号
平成17年7月25日

農林水産大臣 島村 宜伸 殿

水産政策審議会

会 長 小野 征 一 郎

平成17年7月25日(月)に開催された水産政策審議会第21回資源管理分科会において審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 86 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令について

諮問第 87 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について

諮問第 88 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について